

伊予市告示第226号

伊予市ローカルナビゲーターの登録に関する要綱を次のように定める。

令和6年11月29日

伊予市長 武 智 邦 典

伊予市ローカルナビゲーターの登録に関する要綱

第1 趣旨

この要綱は、「伊予市が好き。もっと楽しく伊予市で暮らしたい。この想いが人のためになればもっと嬉しい。」という気持ちで活動するまちの魅力の発信者を、伊予市の広報活動の一翼を担う伊予市ローカルナビゲーター（以下「ローカルナビゲーター」という。）として登録することについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 登録の要件

ローカルナビゲーターの要件は、次のとおりとする。

- (1) 本人（未成年者の場合は、その親権者を含む。）が、いよしファンクラブ会員に登録していること。
- (2) 大好きな伊予市の魅力発信のため、ボランティアとして活動すること。

第3 活動内容

1 ローカルナビゲーターの活動は、次のとおりとする。

- (1) 伊予市の魅力（人物、各種団体、場所、もの、地域の話、催事等）を取材し、その写真、動画、記事等（以下、「PR作品」という。）を市に提供する活動
- (2) いよしファンクラブ会員の視点から、伊予市シティプロモーションサイトの運営を支援する活動
- (3) その他市長が必要と認めるプロモーション活動

2 ローカルナビゲーターは、PR作品の作成に当たり第三者の知的財産権を侵害しないよう十分に留意するとともに、活動により収集した情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定により適切に取り扱わなければならない。

第4 募集

市長は、市の広報紙、ホームページ、SNS等でローカルナビゲーターを広く募集するものとする。

第5 登録

- 1 ローカルナビゲーターの登録を希望する者は、次に掲げる部門のうち希望する部門を選択し、伊予市ローカルナビゲーター登録申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。この場合において、未成年者が申請するときは、当該未成年者の親権者の同意を要する。
 - (1) カメラ部門 写真、動画等の撮影及び編集
 - (2) ライター部門 記事等の作成
- 2 市長は、ローカルナビゲーターの登録申込があった場合は、その内容を審査し、適当を認めるときは、伊予市ローカルナビゲーター登録決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

第6 登録の期間

ローカルナビゲーターの登録期間は、第4の(2)により登録の決定を受けた日からその日の属する年度の末日までとする。

第7 報償

ローカルナビゲーターは、無償とする。

第8 費用の負担

ローカルナビゲーターの活動に要する一切の費用は、ローカルナビゲーターの自己負担とする。

第9 禁止行為

ローカルナビゲーターは、次に掲げる行為又はそのおそれのある行為をしてはならない。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 法令等に違反する行為
- (3) 市及び関係者に損害を与え、又はその名誉を毀損し、若しくはその名誉感情を害する行為
- (4) ローカルナビゲーター登録制度の運営を妨害し、又はローカルナビゲーター登録制度を利用し、政治、宗教又は営利を目的とする行為
- (5) その他市長が不相当と認める行為

第10 登録の取消し

- 1 市長は、ローカルナビゲーターが次に掲げる事項に該当するときは、ローカルナビゲーターの登録を取り消すものとする。
 - (1) ローカルナビゲーターから登録の取消しの申出があったとき。
 - (2) この要綱の規定に違反したとき。
 - (3) その他市長がローカルナビゲーターとしてふさわしくないと認めるとき。
- 2 市長は、ローカルナビゲーターの登録を取り消すときは、伊予市ローカルナビゲーター登録取消通知書（様式第3号）により登録者に通知するものとする。

第11 知的財産権

ローカルナビゲーターが市に提供したPR作品の知的財産権は、市に帰属するものとし、ローカルナビゲーターは、著作権人格権を行使しないものとする。

第12 損害賠償

- 1 ローカルナビゲーターの活動により発生した本人又は第三者に対する事故、紛争等については、ローカルナビゲーターの責任において処理し、市は一切の責めを負わない。
- 2 ローカルナビゲーターが市に提供したPR作品が第三者の知的財産権を侵害した場合は、第11の規定によりPR作品の知的財産権が市に帰属した後においても、当該ローカルナビゲーターの責任においてその損害を賠償しなければならない。

第13 庶務

ローカルナビゲーターに関する庶務は、企画振興部地域創生課において処理する。

第14 その他

この要綱に定めるもののほか、ローカルナビゲーターに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年11月29日から施行する。

伊予市ローカルナビゲーター登録決定通知書

年 月 日

様

伊予市長 印

年 月 日付けで応募のあった、伊予市ローカルナビゲーターの登録について、次のとおり決定したので通知します。

記

登録する

登録年月日及び登録番号

登録年月日:

登録番号:

登録しない

登録しない理由

様式第3号

伊予市ローカルナビゲーター登録取消通知書

年 月 日

様

伊予市長 印

以下の理由により伊予市ローカルナビゲーターの登録を取り消したので通知します。

登録番号:

取消日:

取消理由